

駒ヶ根市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況【普通会計決算】

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
22年度	33,800	15,373,452	334,981	2,550,488	16.6	16.0

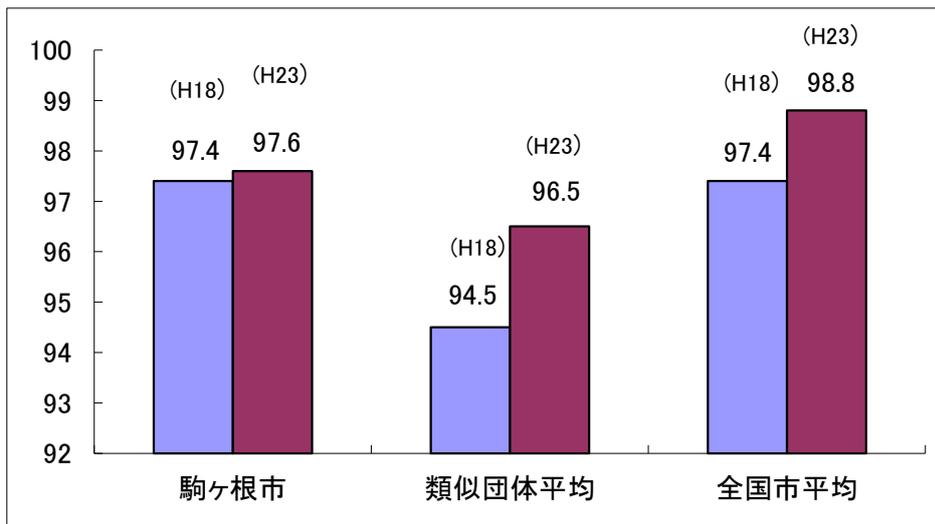
(2) 職員給与費の状況【普通会計決算】

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費(B/A)	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	251	946,990	340,672	137,025	1,424,687	5,676	5,855

(注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。
2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況【各年4月1日現在】



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純化したものです。

(5) 給与改定の状況

駒ヶ根市では人事委員会が設置されていないため、勧告はありません。

1) 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
	円	円	円	%	%	%
23年度	—	—	— (%)	—	—	△0.23

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

2) 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
	月	月	月	月	月	月
23年度	—	—	—	—	—	3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

2 一般行政職給料表の状況（平成23年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものです。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

1) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
駒ヶ根市	42.7 歳	331,601 円	421,414 円	348,299 円
長野県	45.6 歳	349,229 円	414,205 円	385,082 円
国	42.3 歳	327,205 円	—	397,723 円
類似団体	43.3 歳	327,151 円	380,711 円	351,610 円

2) 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢 (歳)	職員数 (人)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (A) (円)	平均給与月額 (国ベース) (円)	対応する民間 の類似職種	平均年齢 (歳)	平均給与月額 (B) (円)	
駒ヶ根市	50.7	24	335,727	348,046	342,890	—	—	—	—
うち学校調理員	49.7	13	334,792	350,389	348,252	—	—	—	—
うち用務員	59.0	1	—	—	—	—	—	—	—
うちその他	49.9	10	330,500	336,418	332,300	—	—	—	—
長野県	53.8	110	293,795	322,387	315,802	—	—	—	—
国	49.5	3,689	283,862	—	321,662	—	—	—	—
類似団体	49.0	26	301,260	324,367	312,448	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		C/D
	公務員(C) (円)	民間(D) (円)	
駒ヶ根市	—	—	—
うち学校調理員	—	—	—
うち用務員	—	—	—
うちその他	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成20年～22年の3カ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

※職員数が1人の場合、データを省略してあります。

（注）1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況【平成23年4月1日現在】

区分	駒ヶ根市	長野県	国	
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	140,100 円	135,600 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況【平成23年4月1日現在】

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	277,306 円	318,971 円	359,178 円
	高校卒	242,933 円	288,177 円	316,400 円
技能労務職	大学卒	— 円	— 円	337,300 円
	高校卒	— 円	304,200 円	323,820 円

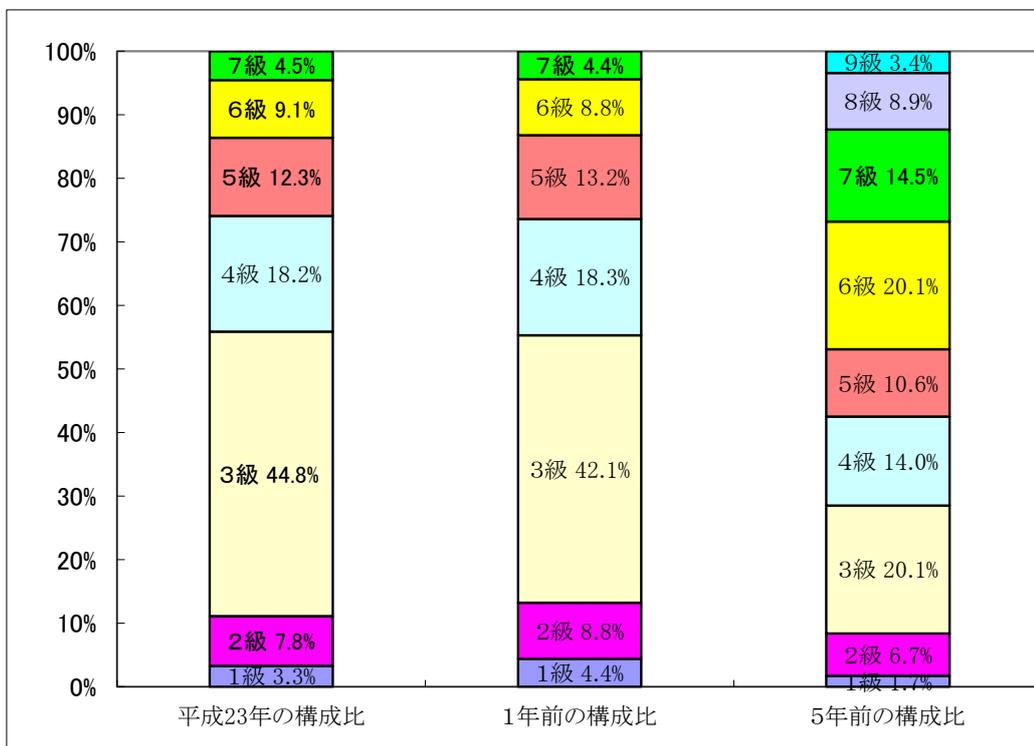
※金額が記載されていない欄は、対象者がいない項目です。

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7級	部長の職務 企画監又は技監(6級に掲げる企画監又は技監を除く)の職務	7人	4.5%
6級	課長の職務 調整幹の職務 企画監又は技監の職務	14人	9.1%
5級	課長補佐の職務 園長の職務 課長補佐又は園長の職務に相当する職務	19人	12.3%
4級	係長の職務 担当幹の職務 主任保育士又は主任教諭の職務	28人	18.2%
3級	主査の職務 特に高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う職務	69人	44.8%
2級	主任の職務 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	12人	7.8%
1級	主事又は技師の職務 定期的な業務を行う職務	5人	3.3%

(注) 1 駒ヶ根市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更しています。
(旧給料表の1級及び2級、並びに4級及び5級をそれぞれ統合しています。)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

現在、人事評価制度の導入に向けた試行期間中であるため、勤務評定の昇給への反映は行っていません。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

駒ヶ根市	長野県	国
一人あたりの平均支給額(22年度) 1,485 千円	一人あたりの平均支給額(22年度) 1,531 千円	—
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (—) 月分 (—) 月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.30 月分 (1.35) 月分 (0.65) 月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の等級による加算措置 ○役職加算 5～15% ○管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の等級による加算措置 ○役職加算 5～20% ○管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の等級による加算措置 ○役職加算 5～20% ○管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

現在、人事評価制度の導入に向けた試行期間中であるため、勤務評定の昇給への反映は行っていません。

(2) 退職手当（平成23年4月1日現在）

駒ヶ根市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.58月分	最高限度額	59.28月分	59.58月分
その他の加算措置	国に準ずる		その他の加算措置	国に準ずる	
(退職時特別昇給	なし)		(退職時特別昇給	なし)	
1人当たり平均支給額	8,998 千円	24,042 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（平成23年4月1日現在）

駒ヶ根市では地域手当の支給はありません。

支給実績(平成22年度決算)		千円
支給1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
	— %	— 人
		0 %

(4) 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績(平成22年度決算)	70,500	千円
支給職員1人当たりの平均支給年額(平成22年度決算)	3,525	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度決算)	7.0	%
手当の種類(手当数)	全6種類	
手当の名称	主な支給対象職員及び業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫等作業手当	感染症等が発生し、又は発生する恐れのある場所において、特殊な作業に従事した職員	日額 500円
死病人取扱手当	行旅死亡人その他の死亡人の遺体の取扱いに従事した職員 行旅病人の救助、看護等に従事した職員	死亡1体2,500円 病人1件1,500円
用地交渉手当	用地の取得又は物件、権利の補償に関し、特に困難な交渉業務に従事した職員	日額 250円 (2時間未満200円)
死亡動物取扱手当	正規の勤務時間外に招集を受けて出勤し、犬、ねこ等の動物の死体の処理作業に従事した職員	1体 500円
危険作業等従事手当	異常な自然現象により、重大な災害が発生し、又は発生する危険性の高い現場において、道路、河川等の巡回監視、居住者等の避難誘導、応急復旧作業又は災害状況調査に従事した職員	巡回監視、避難誘導 日額 300円
	勤務環境の劣悪な現場で行う作業に従事した職員 崩落の危険がある現場での監督、調査、測量又は不法投棄処理 病害虫の防除等のために行う有害物散布作業に直接従事する等	応急作業、調査、測量、不法投棄処理等 日額 500円
相談業務従事手当	相談者等と直接接して行う面接、相談、指導、診察等の立会い及び入所等の業務のうち、特に市長が認めるものに従事した職員 (社会福祉主事、保育士及び教諭、保健師、看護師、相談員)	日額 500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	47,737	千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	166	千円
支給実績(21年度決算)	55,862	千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	191	千円

(6) その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 親族(配偶者扶養) 6,500円 親族1人(配偶者非扶養の場合) 6,500円 親族1人(配偶者なしの場合) 11,000円 特定期間の加算 5,000円	同じ		34,706千円	249,683円
住居手当	借家等 自ら居住するための住宅を借り受け、居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給されます。	同じ		8,434千円	290,821円
通勤手当	通勤のために公共交通機関等を利用、自動車等の使用を常例とすること、通勤距離が片道2km以上である職員に支給されます。 公共交通機関等の利用者 実費(55,000円限度) 自動車等の使用者 通勤距離により 2,000~20,900円	一部異なる	距離に応じた支給額の区分及び最高支給額が異なる。 自動車等の使用者 通勤距離により、2,000円~24,500円	8,854千円	48,381円
管理職手当	部長相当職 10.8%(規則12%) 課長相当職 8.1%(規則9%) 現在、減額措置を実施しています。	一部異なる	本府省課長25%から課長補佐8%まで、役職に応じて、6段階	9,100千円	395,671円
宿日直手当	正規の勤務時間外に宿日直した場合 一般の宿日直 4,600円 5時間未満の場合 2,300円	異なる	4,200円~5,900円 (5時間未満は2分の1)	1,140千円	9,200円

6 特別職の報酬等の状況(平成23年4月1日現在)

区分	給料月額等	
	(参考)類似団体における最高/最低額	
給料	市長	627,200円 (784,000円)
	副市長	660,000円 (—)
報酬	議長	404,000円 (—)
	副議長	338,000円 (—)
	議員	313,000円 (—)
期末手当	市長 副市長	(平成23年度支給割合) 2.95月
	議長 副議長 議員	(平成23年度支給割合) 2.95月
退職手当	市長 副市長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料月額×在職月数×0.45×0.80 13,547,520円 任期毎 給料月額×在職月数×0.32×0.95 9,630,720円 任期毎
	備考	現在市長20%副市長が5%の自主減額を実施しています。

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成23年	平成22年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	
		総務	58	58	0	
		税務	17	18	△1	退職者不補充による減員
		民生	70	70	0	
		衛生	16	18	△2	育児休業者による減員
		労働	1	1	0	
		農林	15	16	△1	退職者不補充による減員
		商工	6	7	△1	2系の統合による減員
	土木	19	21	△2	区画整理事業収束による減員	
		計	205	212	△7	<参考> 人口1万人当たり職員数 60.65 人 類似団体の人口1万人当たり職員数 71.78 人
	教育部門	44	47	△3	退職者不補充による減員	
	消防部門			0		
	小計	249	259	△10	<参考> 人口1万人当たり職員数 73.67 人 類似団体の人口1万人当たり職員数 96.87 人	
公営企業等	水道	8	8	0		
	下水道	9	9	0		
	国保事業	6	6	0		
	介護保険	6	6	0		
	小計	29	29	0		
合計		278	288	△10	<参考> 人口1万人当たり職員数 82.25 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数で、教育長を含みます。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成23年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員	4	6	19	16	37	40	32	29	28	30	43	0	284 人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	218	221	217	212	212	205	△ 13 (△ 5.96 %)
教育	57	54	50	48	47	43	△ 14 (△ 24.56 %)
警察	—	—	—	—	—	—	— (— %)
消防	2	0	0	0	0	0	△ 2 (△ 100 %)
普通会計	277	275	267	260	259	248	△ 29 (△ 10.47 %)
公営企業会計	33	31	29	29	29	29	△ 4 (△ 12.12 %)
総合計	310	306	296	289	288	277	△ 33 (△ 10.65 %)

(注 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数です。